

# 「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する おそれのある行為」の届出について

**火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」を行う場合は届出が必要です。**

この届出は、消防機関が実施状況を把握するためのものであり、消防署への届出により、行為そのものを許可・承認するものではありません。

また、消防署に届け出た場合でも、住民から119番通報があれば火災出動し、消火活動をする場合がありますので下記の注意事項を守って下さい。

## 【注意事項】

- ①焼却を行う場合は、周辺に燃えやすい物品を置かない、周辺の枯草等を刈り取るなど、火災にならないように注意して下さい。
- ②消火用水など消火の準備をし、焼却が終わったら完全に消火して下さい。
- ③焼却中はその場を離れずに、しっかりと監視して下さい。
- ④一度に大量の焼却は行わないで下さい。
- ⑤付近の住民に迷惑のかからないように行って下さい。
- ⑥煙などで交通障害のおそれがある場合はその措置を講じて下さい。
- ⑦気象の変化には十分に注意し、危険と思われるときは速やかに中止して下さい。

## 【届出に関する問い合わせ先】

不破消防組合

東消防署（垂井町） 0584-23-0119

西消防署（関ヶ原町） 0584-43-0119